

「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営の基準に関する条例」(案)の概要について

1 制定の趣旨

「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律」(平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。)の改正に伴い、認定こども園の4つのタイプのうち、「幼保連携型認定こども園」については、単一の施設として、知事が「認可」することとなりました(残る3つのタイプについては従来どおりの「認定」)。

「認定こども園法」では、この「幼保連携型認定こども園」にかかる認可の基準については、条例で定めなければならないとされていることから、このたび、本条例を制定するものです。

2 基準設定の基本的な考え方

- ①基準の設定にあたっては、国が定める基準(平成26年4月30日付け内閣府、文部科学省、厚生労働省令第1号「幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準」)を基本とします。
- ②そのうえで、既存の奈良県児童福祉施設の設備及び運営の基準に関する条例(平成24年12月条例第39号。以下、「県児童福祉施設基準」という。)に定める県独自の基準については、本条例においても取り入れることとします。

3 国が定める基準の概要について

(1) 学級の編制に関する基準

学級編制	満3歳以上の園児について学級を編制
1学級の園児数	35人以下を原則 (同年齢の園児による編制を原則)

(2) 職員に関する基準

職員配置	各学級ごとに担任する専任の保育教諭等を一人以上必置 (特別の事情があるときは、専任の副園長・教頭が兼任可、 専任の助保育教諭・講師が代替可)
------	--

教育・保育の直接従事職員の配置	園児の区分	園児：直接従事職員
	4歳以上児	30人：1人
	3歳児	20人：1人
	1・2歳児	6人：1人
	0歳児	3人：1人
	※常時2人以上の配置が必要	
調理員	必置（調理業務の全部を委託する場合は不要）	

(3) 設備に関する基準

園舎・園庭	必置。園舎は2階建以下を原則（特別の事情がある場合は3階建以上も可）。 園舎・園庭は、同一敷地内・隣接地に設置することが原則														
園舎面積	次の①②に掲げる面積を合算した面積以上 ① 次の表の学級数に応じて算定した面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1学級</td> <td>180</td> </tr> <tr> <td>2学級以上</td> <td>$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$</td> </tr> </tbody> </table> ② 次の表の満3歳未満の園児に応じて算定した面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>設備</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>乳児室</td> <td>$1.65 \text{ m}^2 \times \text{満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数}$</td> </tr> <tr> <td>ほふく室</td> <td>$3.3 \text{ m}^2 \times \text{満2歳未満の園児のうちほふくするものの数}$</td> </tr> <tr> <td>保育室又は遊戯室</td> <td>$1.98 \text{ m}^2 \times \text{満2歳以上の園児の数}$</td> </tr> </tbody> </table>	学級数	面積 (㎡)	1学級	180	2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$	設備	面積 (㎡)	乳児室	$1.65 \text{ m}^2 \times \text{満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数}$	ほふく室	$3.3 \text{ m}^2 \times \text{満2歳未満の園児のうちほふくするものの数}$	保育室又は遊戯室	$1.98 \text{ m}^2 \times \text{満2歳以上の園児の数}$
学級数	面積 (㎡)														
1学級	180														
2学級以上	$320 + 100 \times (\text{学級数} - 2)$														
設備	面積 (㎡)														
乳児室	$1.65 \text{ m}^2 \times \text{満2歳未満の園児のうちほふくしないものの数}$														
ほふく室	$3.3 \text{ m}^2 \times \text{満2歳未満の園児のうちほふくするものの数}$														
保育室又は遊戯室	$1.98 \text{ m}^2 \times \text{満2歳以上の園児の数}$														
園庭面積	次の①②に掲げる面積を合算した面積以上 ① 次の i) ii) の面積のうちいずれか大きい面積 i) 次の表の学級数に応じて算定した面積 <table border="1"> <thead> <tr> <th>学級数</th> <th>面積 (㎡)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2学級以下</td> <td>$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$</td> </tr> <tr> <td>3学級以上</td> <td>$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$</td> </tr> </tbody> </table> ii) $3.3 \text{ m}^2 \times \text{満3歳以上の園児数}$ ② $3.3 \text{ m}^2 \times \text{満2歳以上満3歳未満の園児数}$	学級数	面積 (㎡)	2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$	3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$								
学級数	面積 (㎡)														
2学級以下	$330 + 30 \times (\text{学級数} - 1)$														
3学級以上	$400 + 80 \times (\text{学級数} - 3)$														

必置設備	職員室、乳児室又はほふく室（満2歳未満の保育を必要とする子どもを入園させる場合のみ）、保育室、遊戯室、保健室、調理室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備 ただし、特別の事情がある場合には、保育室と遊戯室、職員室と保健室との兼用可。保育室数は学級数以上。
保育室等（乳児室、ほふく室、保育室、遊戯室、便所）	1階に設置（園舎が耐火建築物であること等の一定の基準を満たす場合は2階・3階以上（満3歳未満児に係るものに限る）も可）
調理室	食事提供方法を外部搬入とする場合で加熱、保存等の調理機能を有する設備を備えるとき、自園調理による食事提供対象園児数が20人未満の場合に必要な調理設備を備えるときは、調理室を備えないことができる

（4）運営に関する基準

教育・保育の期間及び時間	毎学年の教育週数：39週以上 教育に係る標準的な1日あたりの時間：4時間 保育を必要とする子どもに該当する園児に対する教育及び保育の時間：8時間
食事提供	保育を必要とする園児に対し、自園調理による食事提供を行う義務（保育所基準による要件を満たす場合は外部搬入も可）
その他	人格の尊重、職員の資質向上・研修機会の確保、差別的取扱いの禁止、虐待等の禁止、懲戒権限の濫用禁止、秘密保持の義務、苦情への対応、家庭との連絡・連携等を定める。

（5）その他

経過措置	みなし幼保連携型認定こども園（※）の職員配置	施行日から5年間は、設備については当分の間、なお従前の例によることができる。
	職員の資格	施行日から5年間は、副園長・教頭の教諭免許状及び保育士資格については、いずれかを有していれば足りる。
	既存の幼稚園又は保育所から幼保連携型認定こども園に移行する場合における特例	園舎・保育室等・園庭の面積、保育室等を2階以上に設ける場合の待避設備等の要件及び代替地の活用（園庭設置）に関する特例。

※みなし幼保連携型認定こども園とは、認定こども園法附則第三条第一項の規定により設置の認可があったものとみなされた旧幼保連携型認定こども園をいう。

4 県児童福祉施設基準に定める独自の基準について

県児童福祉施設基準に定める県独自の基準は下記のとおりです。

非常災害時における備蓄用非常食等の確保	児童福祉施設(児童厚生施設、福祉型児童発達支援センター、医療型児童発達支援センター及び児童家庭支援センターを除く。)は、非常災害時に必要な非常食、飲用水、日用品等の備蓄に努めなければならない
キャリアパスの整備	児童福祉施設は、職員に対し、その能力、資格、経験等に応じた処遇を行うよう努めなければならない。
処遇の評価や改善の取組等の県への報告	児童福祉施設は、処遇の向上に関する施策の推進を図るため知事が別に定めるところによりその処遇の状況、質の評価及び改善の取組等について報告を求めたときは、協力しなければならない。
木材利用の推進	保育所の内装等については、木が安らぎを与える効用及び断熱性、調湿性等に優れた性質を有することに鑑み、木材の利用に配慮するものとする。
食べることを楽しむことができる食事の提供	児童福祉施設は、旬の食材や郷土食を取り入れる等、入所している者が食べることを楽しむことができるよう考慮した献立の工夫に努めなければならない。